



降雪・積雪地域へ移動される方へ

必ず冬用タイヤを 装着してください

すべり止めの措置を行っていない場合、
処罰 の対象となります

罰金：50,000円以下

反則金：大型車/7,000円、普通車・二輪車/6,000円、原付/5,000円

新潟県では、積雪又は凍結のため、滑るおそれのある道路においては**すべり止めの措置**を講ずることが新潟県道路交通法施行細則により定められています。その措置を行っていない場合、道路交通法違反となり、**処罰**の対象となりますのでご注意ください。



錆びたケーブルチェーンが
走行中に破損し立ち往生



雪みち装備は万全に。
冬用タイヤへの交換はもちろん、
タイヤの溝、チェーンの不具合も確認をお願いします。



国土交通省 北陸地方整備局
新潟国道事務所

〒950-0912 新潟市中央区南笹口2-1-65
TEL 025-244-2159
<https://www.hrr.mlit.go.jp/niikoku/>

道路の異常を発見したら

道路緊急
ダイヤル **#9910**
[全国共通・24時間受付無料]